

## 公共工事設計労務単価等の改定（令和6年3月）に伴う 特例措置等の実施について

本市におきましては、「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」（以下、「新労務単価」、「新技術者単価」という。）の改定（令和6年3月）を踏まえ、建設工事請負契約及び建設コンサルタント等業務委託契約について、次の措置を実施することとしましたのでお知らせします。

### 1. 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施 ……対象工事①

次に定める建設工事請負契約については、受注者からの請求により、新労務単価に基づく請負代金額に変更する特例措置を講じます。

#### (1) 適用対象契約

契約日が令和6年3月1日以降の工事請負契約のうち、改定前の公共工事設計労務単価（以下、「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算している工事の契約

#### (2) 請負代金額の変更について

変更後の請負代金額は、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times K$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$K$ ：当初契約の落札率

#### (3) 請求方法

この特例措置に基づく契約金額の変更にかかる受注者からの協議の請求については、様式1（建設工事）により、当該契約の所管課に請求してください。

### 2. 設計業務委託等技術者単価等の改定に伴う特例措置の実施……対象業務①

次に定める業務委託契約については、受注者からの請求により、新技術者単価に基づく業務委託料に変更する特例措置を講じます。

#### (1) 適用対象契約

契約日が令和6年3月1日以降の建設コンサルタント等業務委託契約のうち、改定前の設計業務委託等技術者単価（以下、「旧技術者単価」という。）及び旧労務単価を適用して予定価格を積算している業務委託契約のうち次のもの。

①測量

②建設コンサルタント（建築・土木）

③地質調査

④補償コンサルタント

⑤その他、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算している業務

(2) 契約金額の変更について

変更後の契約金額は、次の方式により算出します。

変更後の契約金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価・新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

(3) 請求方法

この特例措置に基づく契約金額の変更にかかる受注者からの協議の請求については、様式1（建設コンサルタント等業務）により、当該契約の所管課に請求してください。

### 3. インフレスライド条項の運用……対象工事②

既に契約済の工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、雲仙市建設工事請負契約約款第26条第6項（以下、「約款第26条第6項」という。）について、次のとおり運用します。（建設コンサルタント等業務は対象外）

請求にあたっては、工事の所管課と十分な協議を行ってください。

(1) 適用対象契約

約款第26条第6項の請求は、残工期が基準日から2か月以上あること。

※基準日：令和6年3月1日以降で、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日（請求日とすることを基本とします。）

(2) 請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

### 4. その他

落札者決定通知後の工事にあっては、契約締結に際し、本特例措置について対象となる可能性のある旨を落札者にお伝えします。また、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合がある旨を所管課からお伝えします。

## 事業者の皆様へお願い

今回の措置は、本年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、技能労働者等の賃金水準のさらなる改善のために行うものです。

受注者の皆様には、趣旨を御理解いただき、技能労働者への賃金水準引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約となるよう、適切な対応をお願いします。

### 【問い合わせ先】

◎制度に関すること

財務部契約検査課 TEL:0957-47-7793

◎個々の契約に関すること

当該契約の所管課にお問い合わせください。